

世界文化遺産の緩衝地帯の意義

－ 世界遺産委員会の議論と韓日における事例から －

Significance of Buffer Zone in World Cultural Heritage

: from the discussion of the World Heritage Committee and case studies of Korea and Japan

李珣媿

LEE Soonmi

1. 序論

世界遺産の緩衝地帯(以下、緩衝地帯)は「世界遺産条約履行のための作業指針(以下、「作業指針」)」によると、「推薦資産の保護を目的として推薦資産を取り囲む地域に設けられる補完的な利用・開発規制」である¹⁾。資産と緩衝地帯の開発計画のため危機遺産に登録されていたイギリスの「リヴァプール海商都市」(2004年登録)が遺産の保全状況の悪化を理由に2021年に世界遺産から削除されたことから、緩衝地帯は世界遺産の管理に重要であると言える。しかし「作業指針」以外の規定はなく、曖昧な概念として認識されている。

緩衝地帯に関する既往研究は少なく、自然遺産に関する論文が多い。個別の資産に関する事例研究が大半で^{2),3)}、緩衝地帯の全容が明らかになっていない。さらに世界遺産登録後の緩衝地帯に関する制度や空間の変化に関する分析もない。

そこで本研究は世界文化遺産を中心に、緩衝地帯の成立や展開、緩衝地帯の設定と管理に関する議論を整理し、主に韓国の事例を中心に世界遺産登録後、緩衝地帯で起きた空間の変化と関係者の活動で共通する課題をもとに、今後の世界文化遺産の緩衝地帯のあり方を考察することを目的とする。

研究の構成は、文化遺産を中心に世界遺産全般の緩衝地帯を俯瞰し、さらに4件の事例を分析した。

研究の方法は、文献調査(2～7章)と空中写真の分析(6章)、京都市関係者へのヒアリング(6章)等を行った。文献調査は、まず2章～4章では世界遺産センターホームページから「作業指針」、国際会議の資料とICOMOS, IUCN 評価書、世界遺産委員会会議録を用いた。5章～7章では、韓国の3つの世界遺産と日本の二条城に関する世界遺産登録推薦書、関連する書籍、韓国文化財委員会会議録、韓国文化財庁のホームページ、京都市の資料、新聞記事等を用いた。

事例として、まず韓国の昌徳宮と日本の二条城を選んだ理由は、両国の文化財保護制度は類似しているが、緩衝地帯に関しては相違点が多いため、その運用の共通点と差異を明らかにする意義がある。さらに、2000年以降世界遺産に登録された金浦章陵(キムボ・ザンヌン)と公州公山城(コンジュ・コンサンソン)では、緩衝地帯に関する最近の課題を昌徳宮と共に考察することができる考えた。

2. 世界文化遺産における緩衝地帯の成立

(1) 世界遺産条約成立前後の緩衝地帯に関する議論

緩衝地帯という概念は自然遺産に関連する国立公園⁴⁾、生物圏保存地域⁵⁾、景観保護地域で先行し、文化遺産に適用されたのは世界遺産条約策定以降であった。

(2) 世界遺産条約履行のための作業指針

「作業指針」における緩衝地帯に関する条文の変化は1977年、1980年、1988年、2005年で4回あった。

1977年には世界遺産登録の申請時に緩衝地帯を資産の周辺に設定できるとされ、同時に周辺環境に保護措置を講じることが規定された。1988年には緩衝地帯は「その利用に制約が加えられた遺産の周辺地域」であると定義され、従前の周辺環境の保護から新たに開発に対する規制が求められるようになった。2005年には大幅な改定が行われ、緩衝地帯の設定が事実上義務化された。

(3) 緩衝地帯に関連する国際専門家会議及び宣言等

重要な会議として、2005年の物理的・視覚的・精神的な多様な側面を持つ周辺環境(setting)に関するICOMOS 西安宣言⁶⁾がある。2008年の緩衝地帯に関する国際専門家会議では、緩衝地帯は資産の顕著な普遍的価値(以下、OUV)と完全性を保護するが、その中にOUVを含んでいないこと、さらに緩衝地帯について世界遺産登録による利益を地域社会と共有し持続可能に利用できるメカニズムであるとされ

たが、その点は「作業指針」にはなかった内容である。しかし運用の具体的な方法は提示されず、その後の「作業指針」の改正にもつながらなかった。

一方、緩衝地帯の保護対象である完全性に関しては、2012年の会議で機能的、構造的、視覚的完全性が取り上げられ、特に視覚的完全性について2013年の会議⁸⁾において高層ビルの新築による資産の視覚的完全性への影響に関する議論が多数見られた。

3. 世界文化遺産における緩衝地帯の設定

(1) 世界遺産の緩衝地帯の設定現況

世界遺産センターのホームページから世界遺産の緩衝地帯の設定状況を把握した⁹⁾。2021年12月の時点で、文化遺産の70%の資産で緩衝地帯が設定されており、自然遺産の緩衝地帯の設定率33%より遙かに高かった。

さらに文化遺産の緩衝地帯の有無を5つの地域に整理すると、アジア太平洋地域の設定率が77%と最も高く、その次がヨーロッパ及び北米だった。その背景には、アジア太平洋地域が他地域に比べ1995年以降の世界遺産登録資産の数が最も増加したことが挙げられる。

(2) 世界遺産における緩衝地帯の設定時期

(i) 調査方法

2021年12月時点で緩衝地帯の設定が確認できた文化遺産と自然遺産を対象に緩衝地帯の設定時期、すなわち世界遺産登録時か登録後かを調べた。世界遺産委員会会議録における「登録」に関するセッションと、登録時のICOMOS評価書やIUCN評価書、遡及的目録の作成のために締約国が提出した登録範囲と面積に関する資料、締約国の地図を用いた。

(ii) 文化遺産における緩衝地帯の設定時期

緩衝地帯の設定が確認された文化遺産610件中、世界遺産の登録時点で緩衝地帯が設定されたと推定される資産は422件であった。

文化遺産では緩衝地帯が1990年代から普及し、1999年以降は継続して登録時の緩衝地帯の設定件数が登録後を上回った。特にICOMOS評価書では既存の開発規制(都市計画等)を実質的な緩衝地帯と見なした立場から、1990年代前半以降、緩衝地帯の設定や拡大を積極的に促したことが明らかになった。

(iii) 自然遺産における緩衝地帯の設定時期

緩衝地帯の設定が確認された自然遺産70件中、世界遺産の登録時点で緩衝地帯が設定されたと推定される資産は54件であった。

1990年代は世界遺産の登録時に緩衝地帯が設定されていた資産が少なく、2003年以降、登録時の緩衝地帯の設定件数が登録後より多くなった。

IUCN評価書では、生物圏保存地域、国立公園の緩衝地帯を世界遺産の緩衝地帯と捉えていたが、その後世界遺産の緩衝地帯を別途設定するように変化した。しかし資産によって、例えば、物理的にアクセスできず、人間の居住等外部からの脅威がない場合、開発を十分にコントロールできる補完的な保護規制がある場合は、緩衝地帯が必ずしも必要ではないとされた。

(3) 世界文化遺産の類型別の緩衝地帯の設定

文化遺産の類型は、世界遺産条約に定義された記念物、建造物群、遺跡と、作業指針に定義された文化的景観等に大別される。1995年以降2019年まで登録された文化遺産を、登録時のICOMOS評価書で分類された類型に分けた。

その結果、緩衝地帯の設定率は、記念物とheritage route, heritage canalが高かった。また資産の平均面積と緩衝地帯の平均面積は反比例していた。特に文化的景観は81%の資産に緩衝地帯が設定されており、2005年以降も設定率が100%ではなかった。緩衝地帯の面積は大きかったが、資産に対する緩衝地帯の設定面積の比率は平均以下であり、2005年以降、緩衝地帯の平均面積が減少傾向にあることから、景観を資産とする文化的景観は、OUVを有しない周辺環境の保護が重視されていないと考えられる。

4. 世界文化遺産の緩衝地帯に関する議論

(1) 調査方法

世界遺産委員会会議録を「登録(nomination)」と「遺産の保全状況(state of conservation)」に分け、キーワード“buffer zone”で検索し緩衝地帯に言及した案件数を分析した。

議論された内容を大きく緩衝地帯の境界を決める設定・変更、設定された緩衝地帯で実施される管理規制、緩衝地帯に関わる利害関係者・住民との調整協力に分類した。さらに設定・変更を「境界設定」、「境界変更」、「遺産範囲変更」の3項目に、管理規制を「管理計画」、「都市計画」、「影響評価」、「開発中止」の4項目に分けることができた¹⁰⁾。

(2) 文化遺産における緩衝地帯に関する議論

(i) 年度別傾向

まず「登録」で、文化遺産では新規登録で247件、軽微な境界変更等で158件、合計405件あった。特

に軽微な境界変更等は2007年から2010年までの件数が多く、その年の新規登録の件数を上回っている。2006年から遡及的目録における緩衝地帯に関する言及件数が増えたこととの関係が考えられる。

「遺産の保全状況」では、危機資産126件、「危機資産以外」で539件、合計665件だった。「登録」で緩衝地帯に言及した405件より多いことから、緩衝地帯が世界遺産登録後、資産の保護管理を強化する過程で多く議論されるようになったことがわかる。

(ii) 内容別分類

「登録」で、新規登録では「管理計画」、「境界変更」、「境界設定」の順で、軽微な境界変更等では「境界設定」、「管理計画」、「境界変更」の順で多く議論された。「遺産の保全状況」では、危機資産、「危機資産以外」とともに「境界設定」が最も多く、その次が「管理計画」だった。

また、「登録」と「遺産の保全状況」いずれも視覚的完全性、視覚的影響等視覚的要素に関する言及、緩衝地帯の外側および広範囲の周辺環境(wider setting)に関する言及が多かったが、利害関係者や住民との「調整協力」に関する言及は少なかった。

(3) 自然遺産における緩衝地帯に関する議論

(i) 年度別傾向

まず「登録」で、自然遺産は、新規登録で69件、軽微な境界変更等で20件、合計89件があった。軽微な境界変更等では2008年から緩衝地帯が確認され、その件数は同じ年の新規登録の件数以下であり、文化遺産に比べ世界遺産登録後の緩衝地帯の設定が活発ではなかったことがわかる。

「遺産の保全状況」では、危機資産で35件、「危機資産以外」で125件を抽出し、合計160件だった。文化遺産と同じく、登録より遺産の保全状況で緩衝地帯に関する言及が多かった。

(ii) 内容別分類

「登録」で、新規登録では「調整協力」、「管理計画」、「遺産範囲変更」の順で、軽微な境界変更等では「管理計画」、「遺産範囲変更」、「境界設定」の順で件数が多かった。「遺産の保全状況」では、危機遺産、「危機遺産以外」いずれも「境界設定」、「調整協力」の言及率が高かった。

視覚的要素は、自然遺産の「登録」では言及されず、「遺産の保全状況」では5件のみだった。一方、広範囲の周辺地域に関しては生態学的連結性等を理由に多数言及され、文化遺産との割合の差が少なかった。また住民との「調整協力」の言及率は文化遺

産より高かった。

(4) 文化遺産の緩衝地帯に関する地域別の議論

審議件数が最も多かった文化遺産の「遺産の保全状況」における緩衝地帯の議論を地域別に再分類した結果、審議内容に差異があった。

緩衝地帯の設定・変更に関する議論はアフリカ、アラブ、ラテンアメリカで、緩衝地帯の管理規制に関する議論はヨーロッパ及び北米で多かった。一方、アジア太平洋地域では管理規制のうち、都市計画に関する言及率は高かったが、利害関係者・住民との調整協力の言及率は最も低かった。

5. 韓国における世界文化遺産の緩衝地帯の成立と設定

(1) 韓国における緩衝地帯の根拠法

(i) 制度の変遷

2023年1月現在、韓国の13件の世界文化遺産の緩衝地帯を規定する法律を整理した結果、文化財保護法が重要な役割を担っていた。同法では「作業指針」上の緩衝地帯に該当するものとして「保護区域」と「歴史文化環境保存地域(旧、文化財保存影響検討区域)」がある¹⁴⁾。

保護区域が公式に導入されたのは、1962年の文化財保護法の制定時であるが、その前の1958年の文化財委員会会議録から言及されていた。1990年代に入り文化財と同様に管理するようになった。

2000年の文化財保護法の改正により導入された文化財保存影響検討区域は、自治体の文化財保護条例で範囲が定められる。例えば仁川広域市では「国土の計画及び利用に関する法律」による都市地域のうち、住居・商業・工業地域では文化財又は保護区域の境界から200mまで、その他は500mまでが文化財保存影響検討区域として文化財指定と共に自動的に設定される。文化財に及ぼす影響を別途検討することを目的として、文化財庁は2006年に「国家指定文化財の周辺地域における許容基準の樹立指針」を制定した。

文化財保存影響検討区域は2011年に歴史文化環境保存地域に改編された。歴史文化環境保存地域を区域区分し、区域ごとに開発行為に関する具体的な許容基準を告示することも法律で義務付けた。特に歴史文化環境保存地域は世界遺産の緩衝地帯としても機能しており、2021年に施行された世界遺産特別法でも、世界遺産の「緩衝区域」を歴史文化環境保存地域として見なすことができると規定している。

(ii) 歴史文化環境保存地域と世界遺産の緩衝地帯
13 件の世界文化遺産の構成資産 50 か所の歴史文化環境保存地域に告示された許容基準¹²⁾の告示経過を整理した結果、初めて告示された年は 2010 年が最も多く、改正は 2017 年が多かった。しかし改正の理由が提示された告示は少なかった。

さらに許容基準を、区域区分の内容、共通事項(全ての区域に適用)、図面に分けると、許容基準の改正によって区域の内容は資産によって強化されたものと緩和されたものがあるが、共通事項は 2016 年以降も追加され全体的に規制が強化されたといえる。規制の内容には世界遺産に関する規定は見られなかった。一方、図面を確認すると、2010 年以降は文化財と世界遺産、歴史文化環境保存地域と緩衝地帯の範囲が一致しない資産が多く、緩衝地帯の設定において、世界遺産を文化財とは異なる仕組みとして捉えていると考えられる。

(2) 比較：日本における緩衝地帯の根拠法

2023 年 1 月現在、20 件の世界文化遺産がある。緩衝地帯の規制を整理した結果、最も多いのは景観条例、景観法と都市計画法であった。

一方、1919 年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」、1950 年の「文化財保護法」にも地域を定めて一定の行為を制限、禁止する条項はあるが、同条項(環境保全)が適用された事例は管見の限りない。

6. 昌徳宮と二条城における緩衝地帯の比較¹³⁾

(1) 昌徳宮における緩衝地帯の規制と運用

昌徳宮では、世界遺産登録時、緩衝地帯が不明であったため、2011 年に既存の歴史文化環境保存地域が緩衝地帯に定められた。開発に対する許容基準は主に建築物の高さ規制であり、許容基準の高さ基準を超えると国の許可事項になる。

2007 年の正門に近い場所での新築の不許可処分に対する訴訟では、文化財保護条例と文化財委員会の審議に齟齬があり、不許可の理由が昌徳宮の景観の侵害だけでは私有財産の保護と比較して十分ではないと判断され、国が敗訴した。その後、告示された許容基準と都市計画の高さ規制は一致していない。

(2) 二条城における緩衝地帯の規制と運用

二条城では世界遺産登録時、当時の美観地区がそのまま緩衝地帯に設定された。2007 年以降、美観地区は歴史遺産型美観地区に変更され建築物等に関するデザイン基準が定められた¹⁴⁾。同じ年に「京都市眺望景観創生条例」によって近景デザイン保全区域

が二条城から 500m まで設定され、建築物等の高さ、形態意匠が制限され事前協議制の対象になった¹⁵⁾。

京都市関係者へのヒアリング(2019.9.3)によると、緩衝地帯に特化した国の規制や支援がないため、現行制度以上の制限を課すことに限界があり、特別法の制定、財政的な支援が必要だとした。

両遺産の緩衝地帯の制度は異なるが、いずれも新築・増築等による視覚的影響を目的とした景観中心の規制であり、それに対する補償、支援もなかった。

(3) 昌徳宮と二条城における空間の変化

(i) 調査方法

空中写真¹⁶⁾を用いて世界遺産の登録年に最も近い年を基準に登録前後を比較した。緩衝地帯とその外側の外部エリアに分け、街区別に番号を付けた。変化の類型を建築物と駐車場に分け、建築物の変化を形態の変化、新築、撤去に区分し、さらに形態の変化を韓屋型又は町家型と一般型に分け集計した。駐車場は行政情報資料と住宅地図をもとに分析した。

(ii) 結果

建築物は、世界遺産登録後、緩衝地帯の規制対象である新築・増築の件数が、昌徳宮は登録前 0.52 件から登録後 0.25 件に、二条城は登録前 0.44 件から登録後 0.37 件にいずれも減少した。一方、韓屋型、町家型の消滅、撤去の件数が多かった。さらに、両遺産ではいずれも正門付近が重点的に整備されているが、緩衝地帯とその外側のほぼ全ての街区で変化が見られただけでなく、街区別に差異があった。

駐車場は、いずれの遺産でも住民向けが減少し、観光客向けが増加しており、住民の生活に影響があったと考えられる。しかし事例を見ると同じ緩衝地帯の住民であっても立場によって意見が異なり、例えば正門前の観光バス駐車場が一部移転された二条城の北西側では、その地域の住民が樹木の伐採と住環境の悪化を理由に反対した。

7. 韓国の世界文化遺産の緩衝地帯に関する議論

(1) 金浦章陵の緩衝地帯

(i) 緩衝地帯の規制と運用

2009 年に世界遺産に登録された朝鮮王陵の金浦章陵では、文化財の境界から 500m の範囲に設定された歴史文化環境保存地域が緩衝地帯であり¹⁷⁾、緩衝地帯が 2 つの自治体にまたがっている。

歴史文化環境保存地域における許容基準は 2017 年に新たに高さ 20m 以上の新築は個別審議対象となる「4-1 区域」が追加され、規制が強化された。

現在、文化財庁のホームページで公開されている「文化財委員会会議録」¹⁸⁾から世界遺産登録前後に分け、事業主体別に審議内容を整理した。その結果、世界遺産登録前後ともに民間の申請件数が多かった。しかし世界遺産登録後、自治体・公共機関の申請件数は増加した。さらに世界遺産登録後、繰り返し審議された案件が増え、資産から離れている所でも申請があったことがわかった。

(ii) 事例：訴訟

規制が追加された許容基準上の「4-1 区域」では 2021 年にマンション団地が無許可で建設され、世界遺産が危機にさらされていると国民の反対世論が高まり、文化財庁は提訴した。

新聞記事を整理した結果、世界遺産としての価値、即ち風水による空間の配置や朝山までの眺望が開発事業者に伝わっていなかったことがわかった。二つ以上の自治体が一つの歴史文化環境保存地域に関わる場合、関係機関との調整・協力はより重要になることが明らかになった。さらに開発が可視化される前に、日頃のモニタリングが世界遺産周辺の開発管理にも重要であることがわかった。

(2) 公州公山城の緩衝地帯

(i) 緩衝地帯の規制と運用

公州公山城では 2015 年の世界遺産登録時に、世界遺産の境界が文化財の範囲より小さく設定され、緩衝地帯も文化財と現在の保護区域の一部に狭く設定された¹⁹⁾。一方、世界遺産の緩衝地帯に保護区域の再指定が 3 回にわたって行われ、世界遺産登録によって文化財の周辺規制が強化されたと言える。

公州公山城及び保護区域から 500m の範囲まで設定された歴史文化環境保存地域は、世界遺産の緩衝地帯の外に該当する。許容基準は 2018 年に大幅な改正が行われ、区域の数や共通事項が増え規制が強化された。

さらに金浦章陵と同じ方法で、文化財委員会会議録を、2015 年を基準に比べた結果、自治体の案件が民間より多かった。世界遺産登録前も登録後も文化財周辺より文化財と保護区域の案件が多かった。観光に関係する文化財整備があったためである。一方、世界遺産の緩衝地帯では、保護区域の追加指定、活用事業、補修整備、観覧便宜施設の 17 件のみだった。さらに、金浦章陵と同様に、世界遺産登録後、繰り返し審議された案件が増え、さらに場所も歴史文化環境保存地域の境界まで広がっている。

(ii) 事例：遺産影響評価(HIA)

2017 年、公州市が新しい鉄橋をつくる計画があり、2019 年から 2020 年にかけて韓国で初めて HIA²⁰⁾が実施された。その結果、橋梁幅を縮小し橋梁のデザインをシンプルにし、建設が許可されたが、その過程で視覚的景観には影響がなくても、日常的景観、歴史的景観に一部影響があることが確認された。

(3) 昌徳宮の緩衝地帯：2019 年以降(空間の復原)

昌徳宮の正門から南側の緩衝地帯では、道路の上に緑地が造成され、昌徳宮と宗廟、二つの資産が繋がった。背景に 2003 年から文化財周辺の公共事業の規模やデザインをコントロールしようとした文化財委員会の関与があった。

この事業では一見、緩衝地帯が物理的、視覚的に保存されているが、緑地だけではただ開発が抑えられている状態であり、繋がった昌慶宮と宗廟の運営は未だに分離されている。緩衝地帯が資産の歴史的、文化的な価値を踏まえたストーリーによって連携されず、活用されていないことが課題と言える。

8. 結論

世界遺産における緩衝地帯は、周辺環境の保護から開発の規制へ広がり、国際会議では持続可能な利用も言及された。文化遺産では ICOMOS の積極的な言及もあり 1990 年代から緩衝地帯が本格的に普及し、設定率も自然遺産より高かった。遺産の類型別には、文化的景観の場合、81%の資産に緩衝地帯が設定されていたが、緩衝地帯の設定率や資産に対する緩衝地帯の設定面積の比率は平均以下であった。さらに世界遺産登録後、「遺産の保全状況」と関連し緩衝地帯に関する議論がより活発であった。自然遺産の緩衝地帯と比べ視覚的要素を重視しているが、利害関係者・住民との調整・協力は重視されていない。特に緩衝地帯の設定率が高かったアジア太平洋地域では調整・協力に関する言及率はもっとも低かった。

韓国の 3 つの世界遺産と日本の二条城における緩衝地帯の課題は、生活への影響と合意形成の不足、世界遺産の緩衝地帯のための制度設計、OUV を有しないが親しまれていた景観の消失とその利用に分けられた。課題ごとに今後のあり方を考察した。

(1) 生活への影響と合意形成の不足

規制の内容を誰にでもわかりやすくする必要がある。複数の利害関係者をまとめた協議会の構成や SNS の利用、世界遺産の価値を活かしたイベントで議論の場を設ける等、住民参加の奨励も重要である。

さらに、規制に対する財政支援も必要である。世界遺産の観光と活用によって駐車場等文化財と周辺地域が抱える負担を解決するためには資産と住民だけではなく市全体の問題として対応する必要がある。

(2) 世界遺産の緩衝地帯のための制度設計

街区別に変化に差異がある要因を把握し、必要などころに必要な規制をするためのきめ細かな管理計画、周辺景観を考慮した高さ規制が都市計画の許可基準になる仕組みが必要である。

また世界遺産周辺の開発を事前に把握し予防などの対応ができるシステムを整える必要がある。そのために、資産周辺の開発結果を予測できる3Dデジタル技術の開発への支援や、許容基準等に高さだけではなくHIAで用いられる眺望点を明示し地元住民が日常的に点検する方法も想定できる。

(3) OUVを有しないが親しまれていた景観の消失とその利用

韓屋型や町家型のような資産周辺のOUVのない周辺環境は、緩衝地帯の持続可能な利用のための資源になると考えられる。緩衝地帯の物理的、視覚的保存だけではなく、身近な価値ある景観を探す取り組みも必要である。

緩衝地帯を含む周辺地域が文化財とつながる空間として、二条城と昌徳宮の周辺にある街路樹や公園を拡大・整備することや、町家又は韓屋のような伝統的な家屋群が保存活用され、世界遺産に入る前から遺産の雰囲気を感じられる文化的な価値があふれる空間を提案したいと考える。

最後に、開発規制と共に資産の周辺環境と完全性の保護や地域社会との共存が均衡を取れるように緩衝地帯の役割についてこれから多く議論され、世界遺産の現場に共有されればと考える。

注 参考文献

- 1) 文化庁ホームページ, 世界遺産条約履行のための作業指針
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93716501_01.pdf>
- 2) Josephine Gillespie (2012) Buffering for conservation at Angkor: questioning the spatial regulation of a World Heritage property, *International Journal of Heritage Studies*, 18:2, 194-208
- 3) Adam M. Trau, Chris Ballard & Meredith Wilson (2014): Bafa Zon –localising World Heritage at Chief Roi Mata's Domain, Vanuatu, *International Journal of Heritage Studies*, 20:1, 86-103
- 4) Shelford VE. NATURE SANCTUARIES-A MEANS OF SAVING NATURAL BIOTIC COMMUNITIES. *Science*. 1933 Mar 17;77(1994)

:281-2

- 5) UNESCO (1987): A PRACTICAL GUIDE TO MAB
<<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000076298>>, UNESCO Digital Library, 22-24,
- 6) International Council on Monuments and Sites: Xi'an Declaration on the Conservation of the Setting of Heritage (2005): ICOMOS
<<https://www.icomos.org/charters/xian-declaration.pdf>>
- 7) World Heritage Centre: World Heritage Papers No.25(2009): World Heritage Centre<<http://whc.unesco.org/en/series/25>, 187-191
- 8) World Heritage Centre : International World Heritage Expert Meeting on Visual Integrity(2013): World Heritage Centre: <<https://whc.unesco.org/uploads/events/documents/event-992-18.pdf>>
- 9) 世界遺産センターホームページ<<https://whc.unesco.org/en/list/>>
- 10) 李珣媛・黒田乃生(2022) : 世界遺産委員会の議論に見る文化遺産の緩衝地帯の課題, *ランドスケープ研究* 85 (5), 607-612
- 11) 李珣媛・黒田乃生(2019) : 韓国における文化財保護法による文化財の緩衝地帯の適用に関する考察, *ランドスケープ研究* 82 (5), 599-604
- 12) 文化財空間情報サービス
<<https://gis-heritage.go.kr/main.do>>
- 13) 李珣媛・黒田乃生(2021) : 昌徳宮と二条城における世界文化遺産の緩衝地帯の空間の変化に関する研究, *環境情報科学論文集* ceis35 (0), 90-95
- 14) 京都市(2018) : 京都市景観計画. 京都市, 京都, 90pp.
- 15) 京都市(2018) : 京都市眺望景観創生条例基準集 : 京都市, 2, 8, 37-40
- 16) 昌徳宮では, ソウル特別市空中写真サービス(<https://aerogis.seoul.go.kr>)から1984年1次25-005, 1次25-006, 2次25-008, 2次25A-005, 2次25A-006, 1996年1次29-007, 1次33-008, 1次34-009, 1次33-010, 韓国国土地理情報院(www.ngii.go.kr)の2018年空中写真(NAVERサイト<https://map.naver.com>の2019年空中写真と同様)を用いた。二条城では, 国土交通省国土地理院(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>)から1982年(CKK-82-02_06B/0007), 1990年(MKK-90-3X_C12A_0013), Google mapの2019年の空中写真を用いた。調査時期は2019年9月である。
- 17) 文化財庁(2007) : 朝鮮王陵の世界遺産登録申請書, 文化財庁
- 18) 文化財庁ホームページ: 文化財委員会会議録 <www.cha.go.kr>
- 19) 文化財庁(2016) : 百濟歴史遺跡地区の世界遺産登録申請書, 文化財庁, 161
- 20) 国立慶州文化財研究所(2021) : 世界遺産の新羅王京, 顕著な普遍的価値とその属性, 国立慶州文化財研究所, 118-142